

《裏面もあります》

令和3年8月1日改訂

特別養護老人ホームの料金は、介護保険制度にもとづいて次のとおり利用者負担になります。

●長期入所

(1)介護保険の利用者負担料金

負担割合	要介護①	要介護②	要介護③	要介護④	要介護⑤
1割負担/日	573 円	641 円	712 円	780 円	847 円
2割負担/日	1,146 円	1,282 円	1,424 円	1,560 円	1,694 円
3割負担/日	1,719 円	1,923 円	2,136 円	2,340 円	2,541 円

算定加算	1割負担	2割負担	3割負担	算定内容
初期加算	30 円/日	60 円/日	90 円/日	入所後30日に限って算定。
入院または外泊時の費用	246 円/日	492 円/日	738 円/日	1月に、6日を限度とし上記サービス費用に替えて算定される加算。入院・外泊初日と帰所日は入所日同様の扱いとなる。
看護体制加算 I	4 円/日	8 円/日	12 円/日	常勤の看護師の配置による加算。
看護体制加算 II	8 円/日	16 円/日	24 円/日	手厚い看護職員の配置による加算。
日常生活継続支援加算	36 円/日	72 円/日	108 円/日	要介護度の高い高齢者に対し、質の高いケアを実施する施設に対し算定される加算。
精神科医療養指導加算	5 円/日	10 円/日	15 円/日	精神科(認知症等)を担当する専門医による定期的な療養指導が月に2回以上行われることで算定。
夜勤職員配置加算 I	13 円/日	26 円/日	39 円/日	夜勤時間帯に職員数を基準よりも1名以上多く配置している施設に対し算定される加算。
個別機能訓練加算	12 円/日	24 円/日	36 円/日	入所者ごとに個別機能訓練計画書を作成し、計画的に機能訓練を行っている場合に算定される加算。
療養食加算	6 円/食	12 円/食	18 円/食	医師の指示せんに基づき療養食を提供した場合に算定。
経口維持加算 I	400 円/月	800 円/月	1,200 円/月	経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し誤嚥が認められる入所者に対して、医師の指示に基づき管理栄養士やその他の職種の者が入所者ごとに経口による断続的な食事の摂取を進めるために会議を行い経口維持計画を作成している場合に算定。
経口維持加算 II	100 円/月	200 円/月	300 円/月	協力歯科医療機関を定めた上で、会議や食事の観察に、医師や歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士の内からいずれか1名以上が加わった場合に算定。
口腔衛生管理加算 I	90 円/月	180 円/月	270 円/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対して口腔ケアを月2回以上行い、当核入所者に係る口腔ケアについて介護職員へ具体的な技術的助言及び、指導を行った際に算定。
配置医師緊急時対応加算				配置医師が施設の求めに応じ、早朝・または深夜に施設を訪問し、入所者の診療を行った際に算定。
・早朝・夜間の場合	650 円/回	1,300 円/回	1,950 円/回	
・深夜の場合	1,300 円/回	2,600 円/回	3,900 円/回	

看取り加算(Ⅱ)				施設内におけるお看取り介護を行った場合に算定。
・死亡日45日前～31日前	72 円/回	144 円/回	216 円/回	
・死亡日30日前～4日前	144 円/回	288 円/回	432 円/回	
・死亡日前々日、前日	780 円/回	1,560 円/回	2,340 円/回	
・死亡日	1,580 円/回	3,160 円/回	4,740 円/回	
若年性認知症利用者受入加算	120 円/回	240 円/回	360 円/回	若年性認知症利用者の受け入れを行った場合。
退所前訪問相談援助加算	460 円/回	920 円/回	1,380 円/回	退所前に生活する居宅を訪問して相談援助を行った場合。入所中1回を限度とする
退所後訪問相談援助加算	460 円/回	920 円/回	1,380 円/回	退所後30日以内に生活する居宅を訪問して相談援助を行った場合。退所後1回を限度とする。
退所時相談援助加算	400 円/回	800 円/回	1,200 円/回	入所者及びその家族等に対し退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び介護支援センターに対し必要な情報を提供した場合。
退所前連携加算	500 円/回	1,000 円/回	1,500 円/回	居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービスの利用調整を行った場合。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	/			上記の介護保険給付サービスにより算定した金額の合計に1000分の83(8.3%)に相当する金額を算定。
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	/			上記の介護保険給付サービスにより算定した金額の合計に1000分の27(2.7%)に相当する金額を算定。

介護保険給付外サービス(自己負担金)

(2) 食 費

食費	1日あたり	1ヶ月あたり(30日)
	1,445円	43,350円
	1日あたりの内訳: 朝食 345円 昼食 600円 夕食 500円	

※ 介護保険減額認定を受けている方は、認定証に記載されている食費の負担額とします。

(3) 居 住 費

居住費	1日あたり	
	855円(多床室)	1,171円(従来型個室)

※ 介護保険減額認定を受けている方は、認定証に記載されている滞在費の負担額とします。

(4) 日用品

1日あたり	洗面タオル、おしぼり、用途別歯ブラシ、歯磨き粉、ティッシュペーパー、
210円	清拭タオル、入浴時のタオル、バスタオル、石鹸、シャンプー